

山梨県立図書館の指定管理者の候補者について

山梨県立図書館の指定管理者の候補者については、山梨県立図書館指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立図書館
2 指定の期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日
3 応募団体	きらっとやまなし共同事業体
4 指定管理者の候補者	名称：きらっとやまなし共同事業体 住所：甲府市貢川一丁目4番27号
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>○ 候補者（きらっとやまなし共同事業体）の提案は、賑わいの創出や県民の生涯学習の場の提供など、県が示した管理運営業務の方針及び基準に合致したものである。</p> <p>また、人員配置の工夫や職員研修計画も確立されており、安定した図書館運営が期待できると評価した。</p> <p>共同事業体における構成企業の役割分担が明確であるとともに、施設の管理運営について十分な知識や経験を有し、利用者サービスの向上、適切な施設の維持管理等に期待が持てることから、本施設の指定管理者の候補者として選定することとした。</p> <p>なお、今後は山梨らしさや地域性を捉えた事業及び経費削減に取り組まれるとともに、利用における公平性の確保に、より一層努められたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>

6 指定管理者選定委員会
の概要

(1) 委員会の構成

委員長：山梨学院大学法学部教授 永井健夫
委員：勝俣公認会計士事務所 所長 勝俣高明
委員：青山学院大学
教育人間科学部准教授 野末俊比古
委員：(株)サン・グローバル総合研究所
代表取締役 藤田泰一
委員：(公財)山梨総合研究所 専務理事
村田俊也

(2) 審査日時

第1回：平成28年6月2日

概要 募集要項、審査基準の検討等

第2回：平成28年9月12日

概要 応募団体ヒアリング、企画提案審査

第3回：平成28年10月7日

概要 指定管理者の候補者の選定及び選定結果
報告書の作成

○採点結果

選定基準及び審査項目	配点	きらっとやまなし 共同事業体
1 図書館の管理運営の方針等の総合的な事項 ・運営方針等 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	5	2.7
2 事業計画の内容が、図書館の効用を発揮することができるものであること ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	20	12.5
3 事業計画の内容が、図書館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 ・施設の維持管理の効率性	15	10.5
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	2.5
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基礎	5	2.0
6 自主企画事業の実施 ・自主企画事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	10	5.5
7 図書館の管理運営に係る経費	40	36.0
・提案価格	35	35.0
・利用料金の納付率	5	1.0
合 計	100	71.7

○提案価格〔4か年〕

きらっとやまなし共同事業体 329,016千円
 (参考：4か年の平均 82,254千円)

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。